投票区・投票所の見直し（素案）及び投票時間の繰上げ（素案）に関する
パブリックコメント実施結果・意見等一覧

■ 意見等募集期間　平成３０年１２月２５日（火）～平成３１年1月２３日（水）

■ 意見等件数　　２件

■ 意見等一覧

No.	区分	意見・提言等	市選管の考え方
1		◆経費節減になるので賛成です。	◆今回の見直しは、市の人口動態が変化していく中で、県内市町選管の投票区の見直し動向、本市職員数の減少傾向、期日前投票制度の定着、本市の財政状況等を踏まえた事務合理化の要請など諸般の事情を総合的に勘案して進めることとしたものです。 ◆今後も適正な投票区のあり方を模索していくと同時に有権者の方々が投票しやすい環境づくりも進めていく所存です。
2	資料１－１ Ｐ３	◆見直し後の「境」新投票所は「境公民館」でなく、「境小学校」とし、名簿対照効率化のため、当日投票システムの導入を検討するべき。理由：「境小学校」の方が「境公民館」より上境・下境の中央に位置するから。	◆ご指摘のとおり、「境小学校」の方が「境公民館」より上境・下境の中央に位置しており、投票所としての適性も十分考慮しながら委員会において検討した結果、「境小学校」を投票所とすることといたしました。なお、当日投票システムの導入については、近年の当日投票の実績を加味し、現時点においては導入の必要性は低いものと考えております。
		◆見直し後の「荒川」新投票所は「南那須庁舎」でなく、「保健福祉センター」とすべき。理由:保健福祉センターは階段がなく、身体が不自由な方でも行きやすい。また、期日前投票所も保健福祉センターにすべきである。	◆ご指摘のとおり、「保健福祉センター」はバリアフリーの施設であり、投票所としての適性を備える施設であると考えられます。ご意見として受け止め、今後の委員会において活用させていただきます。
		◆見直し後の「藤田」の統合対象に「江川」の「三箇」を移すべき。理由：三箇地区は藤田地区のすぐ隣で「江川小学校」より「藤田公民館」の方がずっと近いため。	◆「藤田」投票区と「江川」投票区の検討に当たっては、現行の投票環境を十分参酌した上で設定した経緯があります。ご意見として受け止め、今後の委員会において活用させていただきます。
	資料１－２ Ｐ１	◆「平成３１年４月執行予定の栃木県議会議員選挙から投票時間をさらに１時間繰り上げ、午後６時までとする。」の部分について、１時間繰り上げるのは今年夏に執行される予定の参議院議員通常選挙の１８時から１９時の投票の割合を見てから繰り上げるべきである。割合が５％未満の場合は、その次の選挙の時に検討すべきである。	◆投票時間の繰上げについては、午後７時までの繰上げ実施後の各選挙における時間別の投票状況を分析・検証した上で、行おうとしているものですが、有権者の方々は様々で、多様な世代・価値観の方々がいるものと考えております。委員会としてはご意見として受け止め、４月執行の栃木県議会議員選挙から午後６時までとすることで進めていくこととします。